

役場からのお知らせ

電話

役場 ☎ 72-0450
ふれあいセンター ☎ 73-0811
農業センター ☎ 73-0978

狩猟免許試験を実施します

シカやイノシシなどの被害に悩む農林業者の皆さんをはじめ、多くの方々の受験をお待ちしております。

種類	日時	会場
わな猟	6月5日(日) 午前10時～	高知県立大学 (池キャンパス)
銃猟 第一種	7月21日(木) 午前10時～	高知市春野文化ホール ピアステージ
銃猟 第二種	8月27日(土) 午前10時～	高知県立大学 (池キャンパス)
わな猟 網猟	8月28日(日) 午前10時～	高知キャンパス

【受験料】

初心者5,200円、一部免除者3,900円

【申し込み締切日】

受験しようとする試験日の10日前必着

【申請書配布場所】

高知県産業振興推進部鳥獣対策課、各地区猟友会、役場産業建設課産業班

【申請方法】

申し込み締め切り日までに、申請書類等を高知県産業振興推進部鳥獣対策課または高知県猟友会へ提出してください。

問い合わせ先

高知県産業振興推進部鳥獣対策課
☎088-823-9042
高知県猟友会 ☎088-856-6641

狩猟免許取得・更新を補助します！

有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者を確保し、イノシシやシカによる農林作物などの被害を軽減するために、わな猟免許および第一種銃猟免許取得に係る経費の一部を補助します。

また、わな猟および第一種銃猟免許の更新経費についても一部補助します。補助の対象となる方は次の表のとおりです。

更新	取得
狩猟免許	狩猟免許
大豊町内に住民登録がある方で、町の猟友会に加入し町内の有害鳥獣捕獲に従事でき、なおかつ納期限の到来した税金を完納している者	大豊町内に住民登録がある方で、町の猟友会に加入し町内の有害鳥獣捕獲に従事でき、なおかつ納期限の到来した税金を完納している者
鳥獣の駆除に従事した者	鳥獣の駆除に従事した者



金婚式参加者募集

高知新聞社では、県内にお住まいのご夫婦で、結婚50周年を迎える金婚夫婦を次のとおり募集しています。

【資格】

昭和41年中に結婚された大豊町在住のご夫婦（それ以前の結婚でも初参加なら可）。



問い合わせ先：産業建設課 産業班 秋山

福祉サービスの利用などについて

社会福祉協議会がお手伝いします

高齢者や障がいのある方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など、日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活を送ることができるようお手伝いします。

【対象者】

高齢者の方、精神・知的障がいのある方など判断能力が充分でない方や、日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある方



※内容を理解し、利用料を支払う必要があることを理解できる判断能力があることが重要なポイントとなります。

【支援内容】

- ①福祉サービスの利用援助（利用できるサービスを紹介し、利用するための手続きをお手伝いします）
 - ②日常的な金銭管理（①のサービスを受けている方について、年金などの引き出し、必要な生活費の手渡しを行います。また、公共料金などの支払いや口座引き落としの手続きをお手伝いします）
 - ③書類などの預かり（①のサービスを受けている方について金融機関の貸金庫を利用し、預金通帳や印鑑、年金証書などを保管します）
- ※現金、金券、株券、宝石、骨董品などはお預かりできません

【利用料】

1時間につき1,500円（30分までは750円）
③の書類等の預かりは月額500円（年額6,000円）
※生活保護費を受給されている方は、公費補助により無料です。

問い合わせ先：大豊町社会福祉協議会

☎73-1200

自立相談支援事業について

「生活困窮者自立支援法」が施行され、大豊町社会福祉協議会では高知県から委託を受け、「自立相談支援事業」を行っています。

この事業は、暮らしの中の困りごとを抱えている方の相談を受け、それぞれの相談者が抱える問題を整理・把握し、本人主体の支援を行うとともに、適切なサービスや関係機関による支援につなぎ、また、必要に応じて新たなサービスや支援をつくりだすなど相談者の自立に向けた新たな相談支援をすることを目的としています。

【対象者】

大豊町に住所があり、65歳未満の方（生活保護を受けていないが、生活保護にいたる可能性があり、自立が見込まれる方）

問い合わせ先：大豊町社会福祉協議会

☎73-1200

「街の相談パートナー」人権擁護委員に関するお知らせ

人権擁護委員は、地域住民の人権を擁護するため、さまざまな相談を受けたり、人権教室や講演会などの活動を行っています。

相談は無料で、秘密厳守となっておりますので、一人で悩まずお気軽に人権擁護委員にご相談ください。

■大豊町人権擁護委員■

- 小笠原孝雄（八 畝）
- 佐竹 範久（大王上）
- 都築 美穂（安野々）



問い合わせ先：高知地方法務局 人権擁護課

☎088-822-3503

【必要書類】

申込用紙または便せんに①ご夫婦の氏名（ふりがな）②生年月日③年齢④職業⑤郵便番号⑥住所⑦電話番号⑧結婚記念日⑨氏名等の新聞掲載可否を明記したもの。

※応募の際に記入いただいた個人情報につきましては、大豊町広報誌および、高知新聞紙面での氏名・町名の紹介、運営上の管理ならびにご本人への連絡の用途に限り使用させていただきます。

【申し込み締切日】6月20日(月)

【日時】9月1日(木) 午後2時開始

【場所】グレース浜すし

(南国市大さね甲1504-8)

問い合わせ先：住民課 福祉班 杉本

または (株)高知新聞企業「金婚式」係

☎088-825-4328

地域の介護予防活動に

補助金を交付します！

今年度より、地域の介護予防活動を行う団体に補助金を交付する制度ができました。

【対象となる団体】

大豊町在住の65歳以上の方を対象に介護予防活動を年4回以上行う団体（5人以上で構成）

※ほかの制度で助成や補助を受けている場合は対象になりません。

【対象となる活動】

- 健康づくり ○認知症予防
- 栄養改善に役立つ活動など

【補助対象】

介護予防活動に要する経費（食糧費は除く）

【補助金の上限】

対象の介護予防活動に参加した延べ人数(年間)×100円と5万円のどちらか少ない金額

申し込み・問い合わせ先：住民課

地域包括支援センター 班 村岡



6月は高知県の

「男女共同参画推進月間」です

高知県では、「高知県男女共同参画社会づくり条例」の中で、毎年6月は「男女共同参画推進月間」と位置付けています。

男女共同参画社会とは、「男だから、女だから、〇〇すべき」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会のことで、その実現を目指しています。

問い合わせ先

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

☎088-823-9651

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

☎088-873-9100

地域と共に

暮らしを守る2人のお巡りさん

町内を担当するお巡りさんをご紹介します。
1年間よろしくお願ひします。



杉駐在所 吉川 巡査部長



豊永駐在所 氏家 巡査部長